

令和5年度 第1回都市計画審議会 議事録

1. 開催日 2024（令和6）年2月6日
2. 開催時刻 13時30分
3. 閉会時刻 15時00分
4. 開催場所 伊賀市役所本庁5階 501会議室
5. 審議事項

(1)第5-1号議案 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

6. 出席委員 (13名)

中井委員、浦山委員、木下委員、南出委員、前田委員、田中委員、赤堀委員  
濱瀬委員、菊山委員、石橋委員、森下委員、窪田委員、松並委員

7. 欠席委員 なし

8. 事務局 宮崎副市長、山本建設部長、上島人権生活環境部長、福田建設部次長、  
岩野建設部次長、川部都市計画課長、城開発指導室長、水瀧環境センタ  
ー所長、吉福主幹、山中主任、山川

----- 13時30分開会 -----

(事務局) 開会の挨拶

(事務局) 議事の確認

(事務局) 傍聴者の確認  
傍聴者0人

(事務局) 会議録作成の為の議事録音の確認

(事務局) 資料確認

(事務局) 委員の紹介と出席の報告

〈議事〉

(1) 第5-1号議案 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

(事務局)説明

(会長) 丁寧な説明ありがとうございました。ご質問ご意見を賜りたいと思います。ページ数が多いので順序だてて、パワーポイント資料10ページの「申請の計画と概要」までで何かご質問ありますか。

無いようですね。次にパワーポイント資料11ページの「取り扱う品目と分類」、12ページの「申請施設の設置に伴う敷地の位置の妥当性」ですが、この8つの項目による判断が大事なポイントです。①伊賀市における土地利用上の妥当性②周辺建物の状況③施設計画の妥当性④事業計画の妥当性、⑤周辺環境に関する影響⑥搬出・搬入路の妥当性⑦関係機関との協議⑧地元との協議です。そして14ページから20ページは事務局からの確認事項ですのでお気付きの点があればお願いいたします。

(委員) ご説明の中で気が付かなかったことだと思いますが、もう一度教えてください。1998年に900t/日を処理できる破碎設備が、パワーポイント資料の9ページのところに見当たらないのでどの辺にお在りでしょうか。

(事務局)破碎後に焼却、若しくは破碎後に違う処理ということで、破碎という括りではいくつかのフローがあると聞かせていただいておりますが、今回の施設のように破碎後焼却に繋がるというものは3つ目ということで、そのうちのひとつが、先ほど写真にもありました新しい施設の下側にある2018年に造った施設でございます。もう一つの施設は、今の破碎施設から南東側の少し離れたところがございます。こちらが1998年に建てた施設と聞かせていただいております。この写真では写っていないです。

(会長) それとこの理由で、委員がご指摘の8ページの、1998年の設備の老朽化のために更新したいというお考えでよろしいですか。

(事務局)そのように考えていただいて結構です。

(会長) ただ、即開始するのかは分からないですよ。

(事務局)そうですね。施設自体はたちまち壊す計画ではございません。こちらの破碎機の処理能力は270t/8hと聞いておりますが、なかなか安定した稼働ができない現状です。今回の破碎処理機は一般ごみが800t/16hと説明させていただきましたが、8時間稼働でいくと400tになりますので、能力的には1.5倍まではいかないですが、新たに造られる予定です。

(委員) ありがとうございます。パワーポイント資料の 12 ページ、つまり私たちに付議されている、申請施設の設置に伴う敷地の位置の妥当性 8 項目について議論をさせていただくということによろしいでしょうか。改めて確認させていただきます。

(事務局) この 8 項目が今回の議論の中心と判断していただきたいと考えております。

(委員) それでは、①から⑧までで気になる部分を申し上げますので、お答えいただけたらと思います。これらに直接該当するのか、もう少し俯瞰してご覧いただいたほうが良いのかということも含めてです。まず 1998 年の 900 t/日処理の施設、産廃も含めて新しい施設は 1.5 倍とおっしゃっていただくのですごく大きなものになると思います。産廃のほうは私たちがもの言うべきではないですが。一般ごみについて、伊賀市の人口は減ってくると廃棄物も減ってくるだろうと思います。以前から周辺自治体の一般廃棄物も受け入れていると聞かせていただいておりますが、同様に周辺自治体の人口も減ってくるのと同時に、ごみになるべく出さないようにと排出抑制もしていただいている点からみると、果たしてこれだけ大きな施設の更新が必要なのかという点において、私達はどのように考えたらよいのでしょうか。

(事務局) 委員の質問につきまして、まずは今回の破碎・選別施設は増設という考えは持っておりません。新たに設置する機械の処理能力についても同等レベルのものを考えておりますが、性能は当時に比べて良くなっているということで、あくまで増設ではなく老朽化した施設の更新と考えていただきたいと思います。1998 年の施設は屋外にございますが、今回の更新では屋内に破碎・選別機を設けて、作業時の環境負荷の軽減に繋がっているというイメージでございます。

(委員) 今は④について申し上げました。⑤で周辺環境に関する環境負荷と一概に言われますが、今までの機械と同等レベルの機械を更新するのだから、環境負荷も現在と同等、若しくは性能も上がっているので更に環境負荷は下げられると理解してよろしいでしょうか。

(事務局) 事業者にもその点について事務局から確認させていただきました。機械の性能が良くなっていると説明させていただきましたが、例えば建設重機ですと、低騒音、低振動という環境に配慮したものに切り替わってきております。今回の破碎機もそのようなものがあるのか事務局から確認したところ、そういう規格のものは無いということでしたが、先ほどの事務局からの説明にもありましたように、性能が良くなっているので、電気代については約 3 分の 1 になることから、環境負荷の軽減に繋がると考えております。

(委員) ⑦の関係機関との協議ですが、三重県なり伊賀市としては、許可を与えるか否かについて、十分足りると思っておりますが、一般廃棄物の処理について、伊賀市以外のかかなりの多くの周辺自治体が持ち込んでいると聞かせていただいております。そうなる関係自治体との協議か報告も必要になると考えますが、その辺りのご見解はいかがでしょうか。

(事務局) おっしゃるように、周辺自治体から相当の廃棄物が持ち込まれております。近畿圏エリアですとごみ処理の組合も含めて 103 団体から入ってきている状況でございます。当市はこれに関して、伊賀市環境保全負担金条例に基づきまして、区域外の一般廃棄物の受け入れの承認について審査会を設けております。一般廃棄物は自治体ごとに処分するのが本来ですが、例えば老朽化した施設を建て替える計画の間などのやむを得ない理由がある場合に受け入れを許可しています。それを審査会で審査しています。従っておっしゃる通り、他の自治体からの一般廃棄物の持ち込みについては出来るだけ当市としても抑制をしてもらいたいし、持ち込む際には 1t 当たり千円の環境負担金をいただいています。今回の施設が新しくなるかならないかに関らず、一般廃棄物の持ち込みを抑制するということには、今協定を結んでいる自治体に対しては、働きかけていく必要があると思っております。

(委員) 103 自治体からの搬入があるということですが、そうしますと周辺環境に関する影響や環境負荷について、トラックの搬入搬出も結構あるでしょうし、おっしゃっていただいたように、持ち込みをなるべく控えてもらう話もありながらも、お金さえ入れれば良いという部分も見え隠れするとき、その税金をもって、地元との協議で負担金は十分に使われるべきなのか、または伊賀市全体の一般廃棄物の施策に使っていくべきなのかというの、この際に明らかにしていただきたいです。ご見解はいかがでしょうか。

(事務局) 他市町村からの一般廃棄物の持ち込みに対してもらっている環境保全負担金について、伊賀市環境保全基金を作っております。現在それが 5 億数千万円になっています。この基金の設置目的は伊賀市内の環境保全活動を推進するというを中心としながら、対象地域と市が締結した協定にも利用していくことが出来ます。伊賀市中の環境保全に関する事や、環境負荷をかけている対象地域、今回でいうと花垣地域との協定に配慮して環境保全を進める事業にも利用できる基金となっています。

(委員) ありがとうございます。あと 2 点だけ質問させてください。先ほどご説明いただいた、一般廃棄物が破碎して焼却され、焼成された灰がリサイクル品になるという話ですが、そのリサイクル製品は、排出自治体に十分に還元されているのでしょうか、それとも製品としてこの地に留まっていて、さらに環境負荷をかけることになっていないのか危惧するところです。関係自治体は伊賀市と連携し民間事業者とコラボして、全体として環境負荷を和らげていこうという努力はされているのでしょうか。

(事務局) 焼成した灰について、排出した自治体に戻っているのかですが、それについては戻っていません。ただ製品として市外には出回っていますので、伊賀市内に留まっているということではありません。

(委員) 関係自治体やその所管の関係都道府県と、三重県ないし伊賀市の関係を見るときに、特に関西の方に目を向けると、関西広域連合というグループがあって、

伊賀市が一番東の端に位置していて、関西広域連合からは伊賀市の認知度は非常に低く、伊賀市からの協議も受け付けてくれないという現状があるときに、伊賀市だけが便利に使われていないのか、先ほどご答弁いただいたように、製品として、ひとつの商材として、民間企業が流通させているのでしょうか、出された灰の処理も優先的に取りに来る、若しくは持って帰る連携も必要ですが、その連携が十分でないように思います。今回の①から⑧の妥当性に関してはよく理解しましたが、俯瞰して伊賀市、若しくは関連自治体若しくは申請者の3者の関係を見た時に、まだまだ連携が脆弱で、伊賀市だけが少し損しているような気がするのには私だけではないと思いますので、その辺りが十分コラボレーションされるように最後に要望して終わります。

(会長) ほかにご質問ございますか。

(委員) 委員の質問に関連して、資料を見ると選別破碎となっていますが、いわゆる中間処理施設なのか、先ほどの説明だとゴミは破碎して灰になってどこかで最終処分されるような印象を受けましたが、委員に対しての回答の中では、焼成した灰から商品が出来るという話でした。確認ですが、今回の施設は中間処理施設ではないのですか。搬入搬出経路の話の中で、搬出は空のトラックという話だったのですが、焼成された半製品のような物はどういうふうに処理されるのでしょうか。どこかに搬出されるのでしょうかから、トラックが空ではないという気がします。それで確認の質問です。

(事務局) ありがとうございます。パワーポイント資料の18ページにあるように今回の施設が赤枠の破碎・選別施設です。搬入してきた廃棄物の割合として一般廃棄物が20%、産業廃棄物が80%です。これがまとめて選別場に運ばれて来て、選別した後、廃プラスチック類や木くずやがれき類ごとに破碎され、焼却可能なものは敷地内の焼却施設に運ばれて行きます。リサイクルできるものは1%程度しかありません。それ以外で焼却をするゴミについては、一般廃棄物と産業廃棄物が一緒になった状態で焼却場に運ばれますので、一般廃棄物がどれだけの量なのかはなかなか把握が出来ませんが、その中で焼成をすることによって土木資材等として使える分は持ち出していくという形です。委員に中間処理施設とおっしゃっていただきましたが、搬出したトラックは一旦空になって出ていくという印象で、リサイクル製品として持ち出す分は別途あると認識していただきたいと思います。

(委員) 先ほどリサイクルは1%で、焼却した後の製品はどれくらいなのか分かりませんが、残った灰は場内の最終処分場に捨てられるということですね。従って推測すると、この施設で10tのゴミが出てくるのでしょうか？

(事務局) 新しい破碎・選別機を入れることで性能が上がることを踏まえ、一日当たり10t車10台程度、約100tが今以上に搬入が可能であるという意味です。

(委員) では搬入は現状の900t/日より100t/日が増え、搬出は殆どなく焼成やリサイクル品が若干あるという理解でよろしいですか。委員の質問の関連で追加の

確認をさせていただいたのは、処理計画の内容及びそれに関わる搬入搬出の内容でした。細かくなりますが、建物の施設計画についてももう少し質問させてください。パワーポイント資料の19ページを見ますと、選別場で分別されたものが、搬入破碎されて一旦外に出て、計量されて保管されるという説明について質問です。飛散防止という意味では、④で保管したときには建物内だから飛散しないと思いますが、スライド19ページの下の断面図を見ると、選別場から破碎の赤い建物の間に一旦山積にして取り込むような絵になっていますが、ここは建物の隙間になっているから風が舞ったりしないですか。ここの飛散防止はどういうふうに対応されますか。

(事務局) 委員がおっしゃるように、付図4の断面図で選別場から山が出来て重機でこちらに運ぶようになっていると思いますが、実際はこの選別場には屋根がございます。腰壁というか周りにもコンクリートである程度の高さがございまして、全て筒抜けという訳ではございません。ただ選別場からブルドーザーで押しに行き、重機で破碎機に投入するという作業工程においては、強風の際など全く飛散しないとも言えません。事業者からは外に出る際にはシートを被せるなど、飛散防止対策について十分考慮していくと聞かせていただいております。

(委員) わかりました。音や臭いのパトロールもあると思いますが、飛散防止についてもパトロールしていただければと思います。もう1点質問させてください。今回三重県からの諮問は一般廃棄物の施設について伊賀市の都市計画審議会に意見を求めているものです。先ほどの説明だと一般廃棄物単独で処理されることもあるかもしれませんが、殆どは産業廃棄物と混ぜて処理されるので、一般廃棄物についての意見はありうるのでしょうか。産業廃棄物についての意見を出さないと、我々は議論しにくいと感じますが、事務局はどのようにお考えですか。都市計画審議会への質問は、一般廃棄物及び産業廃棄物の施設について議題になっているので、伊賀市としては両方検討してくださいと言う趣旨かと思いますが、三重県に対する意見はどのように整理したらよいのでしょうか。我々審議会のメンバーで議論することかも知れませんが、事務局のお考えをサジェスチョンしていただけますか。

(事務局) 議案書の2ページにもございますが、三重県から頂戴している付議としましては、一般廃棄物処理施設の敷地の位置についてというかたちです。委員がおっしゃるように、一般廃棄物と産業廃棄物を明確に分けることが出来る施設ではございませんので、議論の中では産業廃棄物も同じような立ち位置で考えていく必要があります。意見として明確に分けることは難しいと思います。産業廃棄物についての意見としては、3月に三重県で審議会が開かれますので、そこに上げていただく意見の中で、伊賀市で一般廃棄物処理施設として議論した結果や皆さまのご意見もお伝えし、三重県の審議会でご審議いただけると聞いております。

(委員) ありがとうございます。

(会長) ほかにご意見ございませんか。

(委員) 付図 3 の搬出入路詳細図のグリーンの線の搬出ルートですが、場内を出て工業団地から名阪国道の側道へ出るということだと思いますが、調整池がございまして、この図面だと左下の角です。確かグレーチングがかかっていたと思います。このすり合わせが非常に極端で、いつも車両がスピードを落としていても騒音があるということで、地域からも聞かせていただいております。これは市道移管されていますか。台数が 10 台ほど増えるということですから、市の責任でここは少し点検していただくなり、もし修繕が必要であれば改修していただくように、この際をお願いしたいと思います。

(事務局) 名阪工業団地の当該道路または他の団地内の道路につきまして、伊賀市の市道認定の路線になっております。おっしゃるようにこの道路につきましては三重中央開発以外にも大型車両や貨物車も多数通行します。その中で破損もあろうかと思しますので、パトロールさせていただき、角のグレーチングにつきましても対処させていただこうと思しますのでよろしくお願いいたします。

(会長) 先ほどの事務局のご回答で、増設ではなく更新というお話がありましたが、更新なのに搬入車両が何故増加するのですか。産廃が増えるなどはあるかもしれませんが、更新であれば入構台数は同じで増えることは無いと思います。参考にお尋ねしますが、今の三重中央開発さんが一日にいくらくらい入構しているか、総合的なトラック台数と、今回の 10 台というのがどの程度我々に影響があるのかということと、更新であれば増えないのではないかということについてお答えください。委員へのお答えを伺っていると矛盾するのではと思しました。

(事務局) あくまでも、破碎機を経由していく 900 t のゴミということでの議論でしたが、三重中央開発は産業廃棄物の処理施設ということもあって、分別や破碎機にかけない埋め立てゴミなどの産業廃棄物も取り扱っており、そういうものが台数として多く搬入されていると思います。先ほど申し上げた 10 t 車 10 台程度がマックスで増えるだろうということについて、更新ではないのでは？というお尋ねをいただきました。平成 10 年に設置した破碎機と同等レベルの破碎機を準備していこうとする中で、当然ながら機械の性能は良くなりますので、処理量が増えるということであって、必ずしも 10 t 車が 10 台増えるということではありません。既存の機械と同等程度ではあるが、機械の性能が良くなるので、増加することも想定されますというイメージで考えていただきたいです。

(会長) 非常に多くの車両が行き来しているので、交通安全が一番大事ですから皆さんが気にしているところです。あくまで前提条件が更新であるという中で、おのずから機器の処理能力が増えるし、産業廃棄物が増えれば作業量を増やさなければいけないということで理解しました。

それではほかにご質問ございますか。無ければ次にパワーポイント資料の 21 ページの「施設計画の妥当性」「事業計画の妥当性」「周辺環境に関する影響」

についてです。私からですが、破碎したサイズは旧の機器と比べて新しい機器ではサイズダウンするのでしょうか。

(事務局) 破碎機をかけた後の大きさは、基本的には新旧では差が無いと聞いております。大きくても5センチ角くらいだそうです。

(会長) ありがとうございます。何か基準があるかとは思いますが、細かく破碎したほうが、焼却処理は楽でしょうね。破碎が大きいとエネルギー需要が大きくなると思ってお尋ねしました。騒音の実測もなんら問題が無いようですね。後の25ページ以降について、私共でしっかり見ないといけないと思うところです。ご意見はございませんか。

(委員) パワーポイント資料の23、24ページのところの説明が早くてよく理解できませんでした。23ページは測定をして、予測式から値を出したと思いますが、24ページとの地図との関係がよく分かりませんでした。白丸のところの実測値を使って、黒丸の予測を出したと理解しましたが、その関連の中で、N5近傍住居地域の中の黒いところも実測し予測したと聞こえました。今回の建設施設の近隣で計測した予測値だったら、距離が離れば離れるほど振動や音や小さくなるので、住居地域への影響は小さくなると思いましたが、黒い四角のところも実測して計算したという説明に聞こえました。黒丸が予測値ならOKですが、住居地域の中で予測したら、基準値は下回っているがギリギリの数字なので、良い環境ではないと思ったので確認したいです。

(事務局) おっしゃるようにN5の近傍住宅地域においても敷地の境界と同じ考え方で、調査及びその地点に及ぼす騒音について推測し、予測値を出しております。先ほど早口で申し訳ございませんでした。このN5の地点において、今回の施設が出来た場合の騒音予測値につきましては、現行と変わらない47dbという数値が出ておりますし、振動におきましても実測で30db以下、予測値におきましてもそれと同等の結果が出ております。委員がおっしゃるように、施設に近いところのほうが騒音や振動が大きくなりますので当然の結果ですが、近傍地域におきましても数値的には、三重県の基準よりも小さいという結果が出ております。

(委員) 23ページの表の、施設からの寄与レベルがN5の予測値ということですか。

(事務局) この施設からのレベルは黒丸の地点の予測値でして、黒い四角の予測値はここに記載がありませんが、騒音ですと17.4db、振動ですと20db以下という推測がなされております。それと現況値を足した予測値というのが先ほど申し上げたように、騒音ですと47dbで実測値に変化なし、予測値につきましては31dbという結果になっております。

(委員) 騒音の17dbほどの程度だと思えばよいですか。住環境としてあまり気にならない程度ということならいいです。

(事務局) 現況でも47dbということで、機械から発生する音としては、距離がありますし、おそらくそこから聞こえる音は非常に小さいだろうという推測がなされて



おります。

(委員) 現況が 47db。

(事務局) そうです。

(委員) 結構です。

(会長) ありがとうございます。時間が押してきますが、ほかにご意見はございますか。特にご意見がなかった方を指名させていただきます。委員、何かございますか。無ければないでも結構ですが。

(委員) 搬入搬出路について、地域住民と話していると思いますが、青山ダムの時もそうでしたが、ルートが決まっても通らない方も居ますので、そこを徹底して住民の迷惑にならないようにしていただきたいです。

(事務局) 経路を搬入と搬出で分けたのは地域の要望ということもありますので、事業者が運転手と十分に情報共有しながら、図のように搬入は赤の経路、搬出は緑の経路ということでやってもらえenと思います。またこの審議会でこのような意見が出たことも事業者にも申し添えたいと思います。

(会長) ありがとうございます。もう一方、委員いかがでしょうか。

(委員) 勉強になりました。

(会長) 以上で、最後のページの判断になります。本議案「一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」は都市計画上の支障は無いとお認めいただけますでしょうか。

(委員) はい。

(会長) ありがとうございます。いただきましたご意見につきましては、事務局で精査した後に共有させていただきますのでよろしくお願いいたします。それではこれにて、少し時間をオーバーしましたが、進行を事務局にお返しいたします。

(事務局) その他の項ですが、事務局からはございません。委員の皆様から何かございますか。無いようですので、これを持ちまして令和5年度第1回伊賀市都市計画審議会を閉会致します。

----- 15 時 00 分閉会 -----

以上